

基幹型地域包括支援センターの設置について（案）

1 趣旨

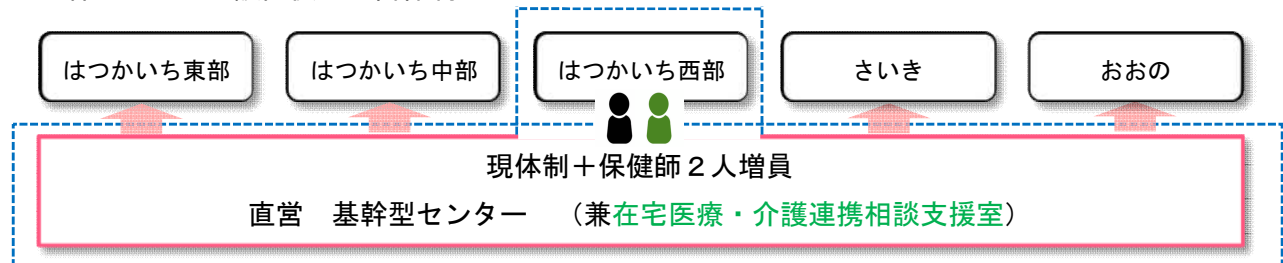
本市の地域包括支援センター全体の機能強化と持続可能な運営体制の担保を図るため、市直営の地域包括支援センターはつかいち西部を基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）として位置づける。

2 現状と課題

現在は、市行政（地域包括ケア推進課）が市内5つの地域包括支援センター（以下「センター」という。）の総合調整や困難事例への対応の後方支援等の基幹型機能の役割を担っているが、高齢者虐待や支援困難ケースについて、三職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）目線での後方支援が弱い。

項 目	内 容
統括的機能	センター間の業務調整会議や研修、困難事例への相談支援等活動推進のための体制づくり、年間スケジュール策定に伴う目標提示
地域ケア会議の推進	個別、地域別会議、市全域レベルの会議における地域課題の共有、協議、ネットワーク化、事業への反映
在宅医療と介護の連携推進	医療・介護の連携体制の構築、保健・医療・福祉等多職種連携のための研修、市民啓発
人材育成支援	研修、OJTの確保、人材の定着

3 基幹型センター設置後の運営体制イメージ



4 基幹型センター設置による効果

- センター業務に関する情報全体を把握し、必要な研修や支援体制などを検討し、計画的に支援することができる。
- 高齢者虐待や支援困難ケースについて、迅速に必要な支援につなぐことができる。また、各センターからの個別相談を受け、情報共有や課題解決に対する他部署との協働又は役割分担などを円滑に行い、業務全体の推進につながる。
- 多職種関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対策を行うことができる。また、専門職に対して適切な支援が行えるよう研修等を企画し、資質の向上を図ることができる。
- 様々な地域の課題について検討する地域ケア会議に参画し、地域課題を共有することで、庁内関係機関との連携推進につながり、地域課題の解決につながる。

4 設置予定時期

令和7年4月1日